物価高騰の影響を受けている認定農業者・認定新規就農者の方へ

富津市農業者物価高騰支援給付金申請要領

1. 給付金の概要

長期化する生産資材価格等の物価高騰の影響を受けた認定農業者等に対して、事業の継続を支援するため、肥料や飼料、資材、燃料等に要した経費の1／10を給付金として支給します。

2. 支給の要件など

対　象　者

・**認定農業者**　（農業経営基盤強化促進法第12条第5項の規定により市長が認定した者又は同法第13条の2の規定により富津市を含む2以上の同意市町村の意見聴取を経て千葉県知事又は関東農政局長の認定を受けた者）

・**認定新規就農者**　（同法第14条の4第3項の規定により市長が認定した者）

※**申請日時点で認定農業者**、または**認定新規就農者であり**、引き続き市内で農業を継続する意思があること

（現在、認定を受けていない場合は、農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画又は青年等就農計画を11月27日（金）までに市に提出し、かつ、令和9年1月29日（金）までに認定を受けた者に限る）

※国、県及び市町村等が実施する同種事業（農業経営を直接的に支援する給付金、補助金の類に相当する事業。本市を含む）の重複助成を受けていないこと

給付金の額

給付金の額は、支給対象となる農業経営の期間に要した、**肥料費、飼料費、諸材料費（ビニール、むしろ、縄、釘、針金など）、動力光熱費の合計額の1／10の額**です。（千円未満切り捨て）

ただし、**上限額を10万円**とし、1農業者に対する支給は１回限りとします。

※支給対象となる農業経営の期間とは…

個人の場合　令和7年1月1日～令和7年12月31日

法人の場合　申請日の属する事業年度の前事業年度（直近の事業年度）

3. 申請手続き

申請期限

令和9年1月29日（金）まで　（必着）

申請方法

農林水産課（4階42番窓口）・天羽行政センターへ持参　または　農林水産課へ郵送してください。

（郵送先）　〒293－8506　　富津市下飯野2443番地
富津市役所　農林水産課　農政係　宛て

申請書類は富津市ホームページ、農林水産課窓口で入手することができます。

4. 提出書類

以下の書類をそろえて提出してください。

共通	**・富津市農業者物価高騰支援給付金支給申請書兼請求書** **・振込先口座情報がわかる通帳の表面及び開いた1、2ページの写し**
個人の場合 （1）農業経営に要した肥料費、飼料費、諸材料費、動力光熱費を確認できる**令和7年分の確定申告書の写し**（税務署等の収受印があることが必須） （2）**令和7年分の青色申告決算書**の写しまたは　**収支内訳書**の写し （3）その他市長が必要と認める書類	**法人の場合** （1）農業経営に要した肥料費、飼料費、諸材料費、動力光熱費を確認できる**令和7年分の法人税申告書**の写し（税務署等の収受印があることが必須） （2）**直近の事業年度の決算書**の写し （3）その他市長が必要と認める書類

※提出する書類は申請書兼請求書以外は、**すべて写し**を提出し、紙の大きさは A4サイズとしてください。

※（3）については、個別にお問い合わせください。

その他

申請要件、金額、添付書類の確認を行い、適正と認められた場合は給付金を支給します。

申請者に対する給付金の支給額の通知は行いません。指定された振込先口座への入金をもって通知とします。

なお、振り込みまでに要する期間は、申請書の受付後から１か月程度を予定しています。

給付金の支給後に対象者の要件に該当しない事実や不正等が判明した場合は、給付金を返還しなければなりません。

問い合わせ先

農林水産課　農政係　　電話 ： 0439－80－1282
開庁時間　　平日9時00分～16時30分
電話受付　　平日8時30分～17時15分

※本給付金は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用しています。